

## 重要事項説明書（介護医療院短期入所療養介護施設サービス）

入所にあたっては、介護保険証を確認させていただきます。要介護1～5の方が入所できます。

あなたに対する介護療養施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令第5号第7条（平成30年1月18日）に基づいて、当施設があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 業者の概要

事業者の名称	医療法人 喜久寿会
主たる事務所の所在地	徳島市南末広町 4-70
法人種別	医療法人
代表者の氏名	理事長 木下雄介
電話番号	088-622-7700

### 2. ご利用施設

施設の名称	I型介護医療院
施設の所在地	徳島市南末広町 4-70
都道府県知事許可番号	徳島県指令介第3002号
施設長の氏名	木下智絵
電話番号	088-622-7700
ファクシミリ	088-655-7137

### 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業者の種類	都道府県知事の指定		利用者定員	徳島市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
短期入所療養介護	R2. 1. 1	36B0123863		

### 4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、介護医療院サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行なう事により、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになる事。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、その他の世話や機能訓練、その他必要な医療を行う。</li><li>入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急時やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わず、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努める。</li><li>身体拘束廃止の取組みとして委員会を設置し、身体拘束廃止の検討を行う。</li><li>地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</li><li>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。</li></ul>

5. 施設の概要

I 型介護医療院施設

敷地	4 3 1 6 . 3 2 m <sup>2</sup>	
建物	構造	RC 地上 5 階 塔屋 1 階
	延床面積	5 0 9 3 . 8 8 m <sup>2</sup>
	利用定員	4 8 名

(1) 療養室

療養室の種類	室数	面積 (m <sup>2</sup> )	1 人あたり面積 (m <sup>2</sup> )
1 人床	4	4 3 . 3	1 0 . 8 4
2 人床	8	1 5 2 . 3	8 . 5
4 人床	7	2 3 3 . 0	8 . 5

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積 (m <sup>2</sup> )	特色
機能訓練室	理学療法室 1	1 7 8 . 9	
	作業療法室 1	9 7 . 4	
	言語療法室 1	1 5 . 9 7	
談話室	1	2 2 . 1	
食堂	1	5 4 . 2	
トイレ	2	1 6 . 2	
機械浴室	特殊浴槽 1 台	2 8 . 0 2	
デイルーム	1	2 2 . 1	
面会室	1		

6. 職員体制

(1) 医療機関併設型 I 型介護医療院

従業者の種類	指定基準
管理者（施設長）	1（常勤）
医師	常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を 48 で除して得た数以上
薬剤師	常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を 150 で除して得た数以上
栄養士	介護保険法に規定する介護医療院として 必要とされる数以上
看護職員	常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を 6 で除して得た数以上
介護職員	常勤換算方法で、介護医療院入所者の数を 4 で除して得た数以上
理学療法士 作業療法士	実情に応じた適当数
介護支援専門員	1 以上(介護医療院入所者の数が 100 又はその端数を増す ごとに 1 を標準とする)

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者（施設長）	1名（医師兼任）
医師	介護保険法に基づく人数
薬剤師	介護保険法に基づく人数
管理栄養士	介護保険法に基づく人数
看護職員	6：1 看護
介護職員	4：1 介護
理学療法士	介護保険法に基づく人数
作業療法士	介護保険法に基づく人数 1名
介護支援専門員	1名

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

※記載した金額については制度の見直しによって変動する場合があります。

(1) 介護保険給付によるサービス

サービスの職種	内容	自己負担
食事	<p>食事時間</p> <p>朝食 8時～ 9時まで 昼食 12時～ 13時まで 夕食 18時～ 19時まで</p> <p>食事場所</p> <p>できるだけ離床して食堂でお食べ下さい。 献立表は、食堂に掲示してあります。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談下さい。 白湯の給湯は、給湯室をご利用下さい。 給茶器も、食堂に設置しています</p>	<p>朝食…418円 昼食…524円 夕食…503円</p> <p>※限度額徴収による</p>
栄養管理及び栄養ケア	<p>あなたの栄養管理について、あなたの栄養状態に応じて、管理栄養士が計画的に行います。医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護職等が共同して、個々の栄養ケア計画を作成します。栄養ケア計画には利用者又は家族の同意を得ます。</p>	<p>施設サービス費の1割をお支払頂きます。2割・3割になる方もあります。</p> <p>※別紙、利用料金一覧参照</p>
口腔衛生管理及び口腔ケア	<p>協力歯科医療機関の歯科医師の指示・指導のもと誤嚥性肺炎や口腔疾患を予防し、口腔機能を維持するため、口腔清掃の指導、ケアを計画的に行います。</p>	
医療・看護	<p>あなたの病状に合わせた医療・看護を提供します。</p> <p>医師による回診は、定期的に行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察しますので、看護師等にお申し付け下さい。但し、当施設では行えない手術等急性治療については、急性期病棟に移って治療します。</p> <p>歯科治療については協力歯科医療機関による(訪問歯科診療又は外部歯科医療機関での治療となります。</p> <p>また精神科治療が必要な場合には、精神病院に入院して治療していただく場合があります。</p>	<p>※高額介護サービス費の制度があります。</p>

機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練をあなたの状況にあわせて行います。	
排泄	自立排泄 時間排泄 おむつ使用 昼 夜 1日 個々に合わせて対応しています。	
入浴・清拭	入浴日 月~土 入浴時間 水・木 9時~12時 月・火・金・土 9時~16時 入浴日でも利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
身体拘束	当施設は、原則として身体拘束は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について利用者又はご家族に十分説明し同意を得ることとし、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。	
虐待の防止	当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。 虐待防止委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。 虐待防止の指針を整備しています。	
褥瘡対策	良質なサービスを提供するため、褥瘡が発生しないような適切な介護に努め、その発生を防止するための体制を整備します。	
衛生管理	施設設備及び飲用水等の衛生管理を行います。医療品や医療器具の管理を適正に行います。感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
寝具の交換	寝具の交換は年1回行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
娯楽等	当施設では、談話室にテレビ・カラオケ設備を備えております。 レクリエーション行事で音楽、リハビリ室には色々と遊具も備えております。	
介護相談	入所者様とその家族からのご相談に応じます。	

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
教養娯楽費 洗濯 クリーニング（外注） 日用品費 おやつ	レクリエーション、お誕生会、行事、クラブ活動等 洗濯は希望に応じて行います。 布団等のクリーニング 入浴シャンプー・リンス・ボディークリーム・化粧品等 希望者のみ（食事制限等ある方は相談となります）	材料費等 実費 1 k g 4 4 0 円（税込） 100 円（税込） 実費
テレビ	カード式（販売機にて購入）	1,000 円/枚
理容	委託業者へ依頼（希望者のみ）	実費
予防接種	インフルエンザワクチン等の接種	実費
電気用品使用代	個人使用の電気製品。 やけど・火事の危険がある製品等の使用はご遠慮ください。	1 品目 1 日あたり 33 円（税込）
口腔ケア（給付外備品）	口腔ウェット、スワブ	880 円/詰替え 660 円・44 円/10 本
特別な食事	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。（食事制限等ある方は相談となります）	

個室		1 段階・550 円、2 段階・550 円 3 段階・1370 円、4 段階・1728 円 ※段階に関わらず別途 2200 円（税込）を頂きます。
多床室		1 段階・430 円、2 段階・430 円 3 段階・430 円、4 段階・437 円 ※2 人部屋は段階に関わらず、別途 550 円（税込）を頂きます。
金銭管理について	現金は必要最低限にしてください。 日常生活に必要な物品等を購入する際は、受付・詰所にてお預かりさせて頂き、預り証を発行させて頂きます。	

※ その他、日常生活に必要な物品(ただしおむつを除きます。)については、入所の方の全額負担となっておりますのでご了承下さい。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問・苦情がございましたら、当施設ご利用相談室：4F 受付相談窓口(担当者 看護師長：橋本初美)、2F 受付相談窓口(担当者 総看護師長：笹川美恵子 電話 6 2 2 - 7 7 0 0)までお気軽にご相談下さい。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用下さい。

責任を持って調査・改善をさせていただきます。

その他窓口

徳島市役所介護ながいき課 介護相談窓口	徳島市幸町 2 丁目 5 0 8 8 - 6 2 1 - 5 5 8 6
徳島県国民健康保険団体 連合会	徳島市川内町平石若松 7 8 の 1 0 8 8 - 6 6 6 - 7 2 0 5

} 別紙参照

10. 事故発生時の対応

当施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村（保険者）、ご家族・身元引受人等、関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、損害を賠償いたします。当施設に故意過失がない場合は、この限りではありません。利用者による故意過失によって当施設が損害を被った場合、利用者及びご家族・身元引受人等は連携して当施設に対して損害を賠償するものとします。	『徳島県医師会団体医師賠償責任保険』加入
---	----------------------

### 1 1. 協力医療機関

医療機関の名称	木下病院
院長名	木下 雄介
所在地	徳島市南末広町 4 - 70
電話番号	088-622-7700
診療科	内科・整形外科・外科・呼吸器科・胃腸科・放射線科・肛門科・リウマチ科・アレルギー科・リハビリテーション科、糖尿病内科、脳神経外科
入院設備	94床（一般病棟 44床、医療療養病棟 50床）

### 1 2. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	井川歯科医院
院長名	井川 雅典
所在地	徳島市北田宮 2 丁目 3 番 6 号
電話番号	088-632-8225

#### ※緊急時の対応

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、当施設で対応できない処置や手術及び病状も著しい変化に対する医療につきましては、協力医療機関による往診や入・通院により対応致します。診療につきましては、協力歯科病院等による往診や入通院により対応しますが、当施設医師の紹介状が必要になりますので事前にお申し出ください。医療保険適用分は別途自己負担をしていただく事になりますので、ご了承下さい。利用者の心身状態が急変した場合、予めお伺いした緊急連絡先に連絡します。

### 1 3. 他科受診

標準的な医療行為は当施設が担当します。より専門的な診療は協力医療機関と連携の下、当施設からの依頼により行われることとなっています。

法令上「かかりつけ医等、他の医療機関は介護医療院入所中の方に『紹介状』なしに診療、検査等を行ってはいけない、又、投薬処方箋の交付は『紹介状』があっても行えない」ことになっています。

（医療保険の使用が制約されています。）『かかりつけ医』等にご迷惑をかけることとなりますので、医師の依頼なしに、受診や投薬を受けることはおやめください。

受診希望の場合は必ず事前にお申し出ください。外出・外泊時も同様ですので、必ずお申し出ください。

### 1 4. 記録について

当施設は、利用者の介護保険施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。診療録についても5年間保管します。

## 1 5. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「木下病院 災害マニュアル」に添って対応を行います。
近隣との協力関係	(沖洲消防団)と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「木下病院 災害マニュアル」に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。
防災設備	<p>スプリンクラー</p> <p>避難階段</p> <p>自動火災報知器</p> <p>誘導灯</p> <p>ガス洩れ報知器</p> <p>防火扉・シャッター</p> <p>屋内消火栓</p> <p>非常通知装置</p> <p>漏電火災報知器</p> <p>非常用電源</p> <p>カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しております。</p>
消防計画等	<p>消防計画 徳島市東消防署への届出 防火管理者 木下史 計画に即した訓練を行います。</p> <p>避難確保計画 徳島市危機管理局危機管理課に届出 計画に即した訓練を行います。</p>
事業継続計画	災害、感染症が発生した場合にも、入所者が継続して介護医療院サービスを受けられるよう、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。必要な研修・訓練を行います。

## 1 6. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	<p>面会時間 14 時 30 分～17 時</p> <p>来訪者は面会帳に御記入下さい。時間の延長等は、申出により対応します。</p> <p>来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。(別紙による説明があります。)</p>
外出・外泊	<p>在宅復帰の為、外泊・外出の機会をおもち下さい。</p> <p>外出・外泊の場合にはサービスステーションにお申し出下さい。但し、病状により主治医の許可がいます。</p>
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。故意または過失によって備品・器物を破損・紛失した場合は実費弁償となりますのでご了承下さい。
喫煙	当施設及び敷地内は全面禁煙です。
迷惑行為等	<p>騒音等他の入所者及び職員に対して迷惑になる行為はご遠慮願います。</p> <p>また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。</p>
所持品の管理	ご本人・ご家族で管理できない金品はご遠慮いただく場合があります。ご相談下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は、ご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持込及び飼育はお断りします。
個人情報の保護	<p>個人情報の利用目的を掲示しております。当施設と職員は、業務上知り得た利用者又はご家族に関する秘密を第三者に漏らしません。但し、居室サービス事業者等のサービス提供機関とサービス提供上、必要情報を共有する事がありますが、この場合は同意書を頂きます。同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出下さい。それぞれの事業所において秘密は保持され、他の目的で使用することは一切ございません。</p> <p>又、介護保険サービスの質の向上のため学会等研究での事例研究発表を行うことがありますが、本人を特定できない工夫を致します。いずれの場合にも利用者及びご家族から、予め同意を得た上で行うこととします。</p>

医療法人喜久寿会が開設する I 型介護医療院を入所利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して

職員(職名 氏名 )から説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【利用者】住 所

氏 名 ⑩

【署名代行者】

私は、下記の理由により、甲の意志を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名 ⑩ 続柄

<理 由>



<各市町村介護保険担当窓口>

市 町 村 窓 口	住 所	電話番号
徳島市役所 保健福祉部 高齢介護課	徳島市幸町2丁目5 南館1階	088-621-5586
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地	088-684-1175
小松島市役所 保健福祉部 介護福祉課	小松島市横須町1番1号	0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部 介護保険課	阿南市富岡町トノ町 12 番地 3	0884-22-1793
吉野川市役所 健康福祉部 長寿いきがい課	吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1	0883-22-2264
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	阿波市市場切幡字古田 201 番地 1	0883-36-6814
美馬市役所 保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	0883-52-5605
三好市役所 みよし広域連合介護保険センター	三好市池田町マチ 2429 番地 1	0883-76-0030
勝浦町役場 福祉課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-1502
上勝町役場 本庁 住民課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3 番 1 号	0885-46-0111
佐那河内村役場 健康福祉課	名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地	088-679-2971
石井町役場 長寿社会課 介護保険係	名西郡石井町高川原字高川原 121 番地 1	088-674-6111
神山町役場 健康福祉課 介護保険係	名西郡神山町神領字本野間 100	088-676-1114
那賀町役場 保健医療福祉課	那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1	0884-62-1141
牟岐町役場 健康生活課	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	0884-72-3417
美波町役場 福祉課	海部郡美波町奥河内字本村 18-1	0884-77-3614
海陽町役場 地域包括ケア推進課	海部郡海陽町奥浦字新町 44 番地	0884-73-4312
松茂町役場 長寿社会課	板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	088-699-2190
北島町役場 健康保険課	板野郡北島町中村字上地 23-1 北島総合庁舎	088-698-9805
藍住町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	088-637-3115
板野町役場 福祉保健課(介護保険室)	板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2	088-672-3311
上板町役場 健康推進課	板野郡上板町七條字経塚 42	088-694-6810
つるぎ町役場 長寿介護課 介護保険係	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 42 番地 1	0883-62-3113
東みよし町役場 福祉課	三好郡東みよし町加茂 3360	0883-82-6306
南部総合県民局 保健福祉環境部	海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1	0884-74-7361
西部総合県民局 保健福祉環境部	三好市池田町マチ 2415 三好庁舎	0883-76-0413

※その他の窓口

徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課 介護保険指導担当 徳島市万代町1丁目1 088-621-2159  
 徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課 徳島市川内町平石若松7 8-1 088-666-0117